法附則第五十七条第六項第一号	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第六項第一号
政令附則第三十四条第十項	改正令附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四条第十項
法附則第五十七条第十三項	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第十三項
政令附則第三十四条第四項第二号及び第三号又は第五項第二号及び第三号	改正令附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四条第四項第二号及び第三号又は第五項第二号及び第三号
政令附則第三十四条第七項又は第八項	改正令附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四条第七項又は第八項
法附則第五十七条第八項又は第九項	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第八項又は第九項
法附則第五十七条第八項に規定する	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第八項に規定する
同条第八項各号又は第九項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日	平成二十三年三月十一日
法附則第五十七条第八項各号又は第九項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日	平成二十三年三月十一日
法附則第五十七条第八項第二号	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第八項第二号
法附則第五十七条第八項第三号	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第八項第三号
法附則第五十七条第八項第一号	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第八項第一号
政令附則第三十四条第十項	改正令附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四条第十項
法附則第五十七条第十三項	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第十三項
政令附則第三十四条第七項第二号及び第三号又は第八項第二号及び第三号	改正令附則第九条第二項の規定により読み替えて適用される政令附則第三十四条第七項第二号及び第三号又は第八項第二号及び第三号

附則第二十五条第七項	
法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内軽自動車等	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内軽自動車等
法附則第五十七条第十三項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日	平成二十三年三月十一日
法附則第五十二条第二項第二号に掲げる	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号に掲げる
法附則第五十二条第二項第三号	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第三号
法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第二号イ若しくは第三号イ
法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内自動車	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内自動車
法附則第五十二条第二項第一号	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十二条第二項第一号
附則第二十五条第八項	
法附則第五十七条第十三項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日	平成二十三年三月十一日
法附則第五十七条第六項第二号	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第六項第二号
法附則第五十七条第六項第三号	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第六項第三号
法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内二輪自動車等	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第十三項に規定する対象区域内二輪自動車等
法附則第五十七条第六項第一号	平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五十七条第六項第一号
附則第二十五条第九項	
法附則第五十七条第十三項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日	平成二十三年三月十一日